

# 遺産の分割協議を行う

---

## 【どんな時に必要なのか】

- ・ 遺言書が無い
- ・ 遺言書に記載されていない財産がある  
などなど

※遺言書どおりに遺産を分割する場合等には不要

## 【遺言とちがう遺産分割協議はできるか？】

基本的には、遺言に従わなければいけません。

ただし、相続人全員（遺贈があれば受遺者も含む）の合意がある場合には、遺言に反する遺産分割も可能な場合があります。

- 遺言者が遺言と異なる遺産分割を禁じていない
- 遺言執行者が指定されている場合は、遺言執行者の同意が必要  
などいくつかの条件があります。

## 【遺産分割ができない場合も】

- ・ 遺言で遺産分割の禁止期間が設定されている場合はその期間内に分割をする事ができません。

@第九百八条

## 【遺産分割協議の参加者】

- ・ 相続人全員（包括受遺者も含む）
- ※ 包括受遺者とは、遺産の割合を指定した遺贈を受けた人の事。  
例えば、お手伝いのA子さんに財産の20何分の1を遺贈するなどした場合。

## 【参加者全員の合意が必要】

- ・ 全員が合意しなければ、分割協議は成立しません。
- ・ どうしても合意できない場合  
…家庭裁判所の調停→家庭裁判所の審判と進んでいきます。

## 【遺産分割の方法】

### ＜現物分割＞

遺産そのものを分ける方法。

例)

- 家は、同居している長男
- A銀行B支店の預金は長女
- 株券は次男

※各相続人が不満なく分割できるか、上手い具合に分ける財産があるか等が考えられます。

### ＜代償分割＞

分割できない物を特定の者が受け取り、他の者に物の代わりにお金などを支払う方法。

例)

- 家は、同居している長男
- 長男が長女へ自分のお金を渡す

### ＜換価分割＞

遺産を売ってしまい、お金に換えて、そのお金を分ける方法。

例)

- 家を4000万で売る
- 売ったお金の中から、長男が2000万受け取る
- 売ったお金の中から、長女が2000万受け取る

※家などを残したい場合には、遺言書でその旨を指示すると共に現金を残すなどを検討したほうが良いでしょう。

## 【遺産分割協議書】

遺産分割協議の結果を「遺産分割協議書」を作成するようになったほうが良いでしょう。

～アイビー行政書士事務所でも「遺産分割協議書」のお手伝い致します～